

自主廃業支援保証は、現在事業を行っているものの、自主的な廃業を選択する中小企業・小規模事業者の方に対して、そのために必要となる事業資金(買掛金、原状復帰等のつなぎ資金等)の調達を支援する保証です。

対象となる方

- 現在事業を行っており、次のすべての要件に該当する方
- ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択すること
 - ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込まれること
 - ③バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うこと

資金用途

廃業計画の実施に必要となる事業資金

保証限度額

3,000万円

(注)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。

保証期間

1年以内(かつ、終期は解散予定日より前)

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

一括返済または分割返済

貸付利率

金融機関所定利率

担保

必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

保証料率

経営状況に応じて決定(下表参照)

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料率	貸借対照表なし					1.15%				

(注)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。

保証割合

責任共有制度対象

必要書類

所定の申込書類のほか、以下の書類の添付が必要です。

- ①所定の『廃業計画書』
- ②所定の『確認書』

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。